

蒲郡市プレミアム付商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長引く新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた市内店舗を支援することで、地域における消費喚起を促し、市内経済の活性化を図るため、市内店舗を対象としたプレミアム付商品券事業の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 紙商品券 前条の目的を達成するために、市によって販売される第1号様式の文書をいう。
- (2) 電子商品券 前条の目的を達成するために、市によって販売される電子決済サービス上で利用できる電子通貨をいう。
- (3) 商品券 紙商品券及び電子商品券をいう。
- (4) 購入対象者 蒲郡市内に住所を有する個人をいう。
- (5) 引換券 市が発行する商品券の引換券（特設ウェブサイト上のものを含む。）をいう。
- (6) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (7) 取扱店 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (8) 共通券 全ての取扱店において利用できる商品券をいう。
- (9) 専用券 店舗面積1,000㎡以上（市内に複数の店舗を有する場合は、取扱店の合計面積）の事業所を除く取扱店において利用できる商品券をいう。
- (10) 委託業者 市から委託を受けて、取扱店の募集や商品券の販売・換金等に係る事務を実施する者をいう。
- (11) 取次金融機関 取扱店から換金の申出のあった商品券を取り次ぐ金融機関をいう。

(商品券の販売等)

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、購入対象者に商品券を販売する。

2 商品券は、共通券8,000円分及び専用券5,000円分の計1万3,000円分を1セットとし、1万円で販売する。

3 紙商品券は、1冊18枚つづりとし、1枚当たりの額面は、共通券1,000円、専用券500円とする。

(商品券の使用範囲等)

第4条 商品券は、取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 商品券の使用期間は、令和5年9月22日から令和6年1月31日までの間とする。

3 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

4 商品券は、購入した本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

5 商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産及び株式、先物、宝くじ等の金融商品

(2) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第36条第1項に規定するたばこの小売販売

(3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業において提供される役務

(5) 国及び地方公共団体への支払又は各種公共料金等の支払

(6) 医療保険、介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）

(7) 取扱店が使用を不可とした商品

(引換券の申込)

第5条 購入対象者のうち、商品券の購入を希望する者（以下「申込者」という。）は、別表に掲げる申請方法により、同表に定める申請できる商品券に係る引換券の申請を行わなければならない。

2 前項の場合において、申込者は、別表に掲げる委託業者への郵送による申請を行うときは、蒲郡市プレミアム付商品券申込書（第2号様式）により申請を行うものとする。

3 第1項に規定する申請の期限は、令和5年8月10日とする。

(引換券の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、申請内容を確認の上、申込者が多数のときは抽選を行い、申込者(抽選を行った場合は、当選者)に対し、別表に定める引換券を交付するものとする。

(商品券の販売)

第7条 紙商品券に係る引換券の交付を受けた者は、市長が別に指定した場所において当該引換券を提示することにより、紙商品券を購入することができる。

2 電子商品券に係る引換券の交付を受けた者は、特設ウェブサイトにおいて、当該ウェブサイトが指定する方法により、電子商品券を購入することができる。

3 商品券の販売期間及び販売日時については、市長が別に定める。

(取扱店の登録等)

第8条 市長は、別に作成する公募要領を公示して取扱店を募集し、応募した事業者を登録の上、当該取扱店に蒲郡市プレミアム付商品券取扱店証明書(第3号様式)を交付する。

(取扱店の責務)

第9条 取扱店は、特定取引において商品券の受取を拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築することその他前条の公募要領に定める事項を遵守しなければならない。

2 市長は、取扱店が前条の公募要領に反する行為を行ったときは、当該取扱店の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続)

第10条 市長は、取扱店と消費者との間における特定取引において、使用期間内に商品券が使用された場合は、当該取扱店に対し、その券面金額に相当する金額を次項及び第3項の規定に従い、支払うものとする。

2 紙商品券の換金手続は、取次金融機関に、第8条の規定により交付を受けた取扱店証明書を提示し、蒲郡市プレミアム付商品券取扱店換金請求書(第5号様式)とともに特定取引において受け取った商品券を提出して、券面記載の金額で換金を申し出ることにより、市長は当該金額を取扱店が登録した口座に振り込むものとする。

3 電子商品券の換金手続は、消費者が取扱店で支払をしたデータが自動で収集さ

れ、市長は当該支払をした額に相当する金額を取扱店が登録した口座に振り込むものとする。

4 前2項の規定による振込は、毎月2回、別に市長が指定する日に実施するものとする。

(商品券に関する周知等)

第11条 市長は、商品券事業の実施に当たり、購入対象者の要件、引換申込の方法、引換申込受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(雑則)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。

別表 (第5条、第6条関係)

申請方法	申請できる商品券	交付する引換券
委託業者への郵送による申請	紙商品券	蒲郡市プレミアム付商品券当選通知兼引換券 (第4号様式)
特設ウェブサイトによる申請	電子商品券	特設ウェブサイト上の引換券

第1号様式（第2条関係）

専用券

蒲郡市プレミアム付商品券		
¥ 5 0 0		
有効期間	令和5年9月22日～令和6年1月31日	専用券

共通券

蒲郡市プレミアム付商品券		
¥ 1,000		
有効期間	令和5年9月22日～令和6年1月31日	共通券

蒲郡市プレミアム付商品券申込書

【専用申込ハガキ】

必要事項を記入の上、期限内にご投函ください。

郵便番号	
お届け先（住所）	
電話番号	
E-mail	
購入希望場所	

氏名/フリガナ		年齢	購入希望冊数
1		歳	冊
	(代表者)		
2		歳	冊
3		歳	冊
4		歳	冊
5		歳	冊

お申込み後の変更は一切できません。特にお申込み冊数には十分ご注意ください。※おひとり様2冊まで

【申込期限】 令和5年8月10日（木）消印有効

※ご記入いただきました個人情報については本商品券事業に関する業務の範囲内でのみ利用、管理、保管いたします。

第3号様式（第8条関係）

蒲郡市プレミアム付商品券 取扱店証明書

登録番号

事業所名

店舗名

有効期間 令和6年1月31日まで

蒲郡市プレミアム付商品券取扱店であることを証明します。

令和5年 月 日

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第4号様式

蒲郡市プレミアム付商品券 当選通知兼引換券

※こちらの引換券を必ずご持参ください。

当選セット数: セット(紙商品券)

【販売所のご案内】

【特記事項】

蒲郡市プレミアム付商品券取扱店換金請求書

蒲 郡 市 長 様

蒲郡市プレミアム付商品券事業実施要綱の規定により，使用された商品券を添えて換金を請求します。

請求日	令和 年 月 日	① 500円券枚数	③ 500円券総額（①×500円）
		枚	千 円 0 0
登録番号		② 1,000円券枚数	④ 1,000円券総額（②×1,000円）
		枚	千 円 0 0 0
事業所名		⑤ 換金請求額（③+④）	
		千 円 0 0	
代表者名			金融機関受付
換金請求額 振込先	取扱店登録された換金振込先口座		

※①から⑤の枚数及び金額の訂正をした換金請求書は受付できませんので，新しい換金請求書を使用して下さい。